

開発協力適正会議

第13回会議録

平成25年12月24日（火）
外務省新庁舎7階講堂

《議題》

1 報告事項

「秋のレビュー」の結果について

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業準備調査」
(プロジェクト形成（有償）)
- (2) ニカラグア「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査」
(プロジェクト形成（無償）)
- (3) バングラデシュ「外国直接投資促進事業準備調査」
(プロジェクト形成（有償）)
- (4) ペルー「休廃止鉱山環境改善事業準備調査」
(プロジェクト形成（有償）)

3 事務局からの連絡

1 報告事項

「秋のレビュー」の結果について

- 小川座長 それでは、皆さんお揃いですので、第13回の「開発協力適正会議」を始めさせていただきますと思います。早速議題に入らせていただきますが、まず、外務省からの報告事項をお願いしたいと思います。最初に「『秋のレビュー』の結果について」ということで、外務省開発協力総括課から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 事務局（徳田） 国際協力局の開発協力総括課長の徳田でございます。行政事業レビューの「秋のレビュー」について御報告申し上げます。1か月程前、去る11月14日ですけれども、行政改革推進本部事務局の主催によりまして秋のレビューが行われ、「無償資金協力」が取り上げられました。この秋のレビューにおきましては2つの論点、1つは、世銀ガイドラインの基準（1人当たりGNI：1,965ドル）を超えた所得水準の国に対する無償資金協力は必要か、2つ目の論点として、サブスキームを含め、PDCAサイクルは確立されているのかという事務局が設定した2つの論点に沿って検証が行われました。この検証の評価結果は、お手元にお配りしてございます。配付した資料の中の1ページから3ページでございます。詳細には立ち入りませんが、1ページのとりまとめのところ、パラグラフが2つございます。1つ目のパラグラフ、これは、比較的所得水準の高い国に対しては、有償資金協力を基本とするべきではないか。無償資金協力の活用は、基準を予め明確にしました上で、それを満たす場合に限って実施すべきではないかという点。2つ目のとりまとめとしましては、無償資金協力におけるPDCA、これはサブスキームごとにより一層徹底していくべきではないかということでございます。私ども、いずれにしましても、この行政事業レベルの指摘につきましては、これを真摯に受けとめましてきちんと対応していくということでありまして、特にこの前段の部分につきまして、ODAの戦略的な活用を進めていく中で、所得水準の比較的高い国に対して無償資金協力を供与する案件について、この適正化会議の場においても、委員の皆様との間で十分に協議を行っていきたいと考えているところでございます。具体的に、有償資金協力を最大限積極的に追求しつつも、比較的所得水準の高い国においても、一定の観点から無償資金協力も実施が必要な場合があるのではないかとこの観点から、今、私どもの方で考え方を整理してございます。こちらの方で整理をした上で、次回2月の会合に先立ちまして、委員の皆様、私どもの考えを提示させていただきまして、次回2月の会合で皆様の意見をお伺いしたいと考えておりますので、予めお願い申し上げます。以上でございます。
- 小川座長 どうもありがとうございます。只今の御報告について、委員側から御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。荒木委員、お願いいたします。
- 荒木委員 所得の高い国でも無償資金協力を実施するという考え方に私は大賛成です。

つまり、外交の手段としてODAを実施するという前提に立つならば、戦略的に必要であれば、所得が高かろうが低かろうが、これは展開すべきだと思いますね。そのところの論拠は明快にしないとまずいのではないかと思います。

○ 事務局（徳田） 御指摘ありがとうございます。私どもも、まさにおっしゃるとおり、有償資金協力については積極的に追求しつつも、委員からお話がありました戦略性、外交的な必要性等、幾つかの観点から、無償資金協力を比較的所得水準の高い国についても協力する必要は残っているのだろうと考えております。では、具体的にどういう観点からそういうケースを設けるかということについては、今ちょっとこちらの方で一案を検討中でございますので、次回会合までに私どもなりの整理を皆様に御提示して、また改めて御意見を頂戴する機会を設けたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○ 小川座長 松本委員、お願いします。

○ 松本委員 この件は若干発言しにくいのですが、今、荒木委員から外交の視点ということがあったのですが、外交の視点からであれば、円借款でもいいのではないかと議論がレビューの中でなされています。つまりODAを供与すべきではないと言っているわけではなくて、ODAを供与することには全く反対の声はなかった。ただし、戦略的意味で有償とか、戦略的意味で無償というのは何であるかというところが、やはりレビューの中でも明確な議論ができなかった、時間のこともあるのですが、そういうことですので、是非紙を出していただく時には、2つのポイントですが、1つは、その国のその事業に外交上の理由で戦略的に出すということはわかりますけれども、その際に、なぜ有償ではなくて無償なのかということもコンテキストの中で出していただきたいのが1点目。2点目は、同様のプロジェクトで、ある時には有償で出し、ある時には無償で出すということが本当はないのかどうかということをチェックしていただきたいということです。いろいろ過去のことも調べると、極めて似たような事業なのに、かつては円借款で出し、後で無償で出しているというケースも見受けられましたので、我々は、その1回限りの事業とかを出されるとわかりませんが、やはり外務省の方で、過去、同様のものでこの国に対して有償を出したことがあるかどうかということも踏まえて、そのあたり、2月の議論を有意義にするためにペーパーをよろしく願いしたいと思います。

○ 小川座長 他は。では、高橋委員、お願いします。

○ 高橋委員 日本国際ボランティアセンターの高橋です。2点コメントさせてください。次回、ペーパーを出していただけるということなので、1点目は、いま外交上の理由から無償をやることがあるというお話だったのですが、その場合の情報の公開とか共有はどの程度までできるとお考えになっていますでしょうか。そのあたり、判断基準を作ったとして、それに照らして個別の場合でどうだったのかというところで情報共有がどこまでできるかということについて、是非お願いいたします。2つ目は、国際援助レジームとの関係です。今、国際援助レジームは、「援助協調」だと思っています。その中で、その「援助協調」レジームとのバランスを、日本の外交としての

独自性というところのバランスをどういうふうにとっていくおつもりなのか、そのあたりの考え方を是非整理していただいて、2月のペーパーで出していただけるとありがたいと思います。

- 小川座長 それでは、横尾委員、お願いします。
- 横尾委員 ありがとうございます。私も荒木委員に全く賛成でございます。外交効果という観点のみならず、開発効果という観点からも所得水準に拘わらず無償資金協力を供与することも必要ではないかと思えます。ODAの教科書的な考え方で言えば、世銀ガイドラインの基準で見ていくことは当然だということになると思えますけれども、一方で、インクルーシブネスということを行うのであれば、その国の所得水準に拘わらず所得の分配の適正化の問題に対応するという課題になってくるわけですから。従って、開発効果あるいは、何を達成するのかという観点から無償資金協力の必要性を判断してもよいのではないかと思えます。同じ案件であっても、その期待される開発効果によって供与すべきかどうかの判断が区々であるということになるのではないかと思います。

また、無償資金協力のこのとりまとめのところに書いてありますように「財政状況に鑑みれば」という条件が課されていますが、財政状況とは切り離して無償資金協力の在り方を考える必要があるのではないかと思います。お願いは、財政的な観点から考える必要は理解しておりますけれども、最初からその条件を視野に入れて無償資金協力の在り方を検討してその均衡点を探すということをするのではなくて、そもそも外交的な観点あるいは開発効果の観点から見てどうなのかというあるべき姿を追求し、その上で財政上の規制がある場合にどこで切るのかという段階を踏んで議論をしていただきたいと思えます。

- 小川座長 もし何かありましたら。
- 事務局（徳田） ありがとうございます。いただいた御指摘を踏まえて、私どもの作業に取りかかりたいと思えます。1点だけ、高橋委員からお話のございました情報共有、情報公開でございますけれども、それは次回の会合で議論させていただいた上で、ある程度、目安のようなものが設けられれば、今後のこの適正会議の場において、それぞれの無償案件について、個別具体的に検討していくことができるのだろうと思えます。以上です。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 どうもありがとうございます。それでは、プロジェクト型の新規採択調査案件の議論に入っていきたいと思えます。事務局から提示されました新規採択案件20件のうち、本日取り上げます案件は、こちらにありますミャンマー、ニカラグア、バングラデシュ、ペルー、この4案件であります。これは事前に委員側で新規採択案件20件全てに目を通していただいた上で、委員からの調整により、これらの4案件を選出いたしました。進め方としては、前回会合と同様、時間節約のため、委員の皆様か

ら事前にいただいたコメントは書面で配付し、説明者から口頭による紹介及び回答を行うことといたしますので御了承いただきたいと思ひます。では、まず、説明者から、案件の簡潔な概要と委員の皆様からのコメントの紹介及び回答をいただき、その後、さらなる質問やコメントについて議論を行うこととしたいと思ひます。

(1) ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業準備調査」

(プロジェクト形成(有償))

- 小川座長 それでは、最初の「ミャンマー『ヤンゴン環状鉄道改修事業準備調査』(プロジェクト形成(有償))」について、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 説明者(宮下) 国別開発協力第一課長をしております宮下と申します。ミャンマーの「ヤンゴン環状鉄道改修事業協力準備調査」、これは円借款を念頭に置いて進めるものでございますが、本件の概要を私から簡潔に説明させていただきます。その後、JICAの方々より、委員の方々からいただいている御質問への回答をさせていただきたいと思ひます。ヤンゴン市はミャンマー最大の商業都市でございますが、その中にミャンマーの国鉄が管理しています47km程の全線複線の環状鉄道がございます。区間内には38の駅があつて、1日102本程度の列車が運行されておりますが、非常に老朽化が進んでおりました、その列車の走行速度の低下や遅延、稀に脱線などが起きて輸送能力が低下しているという現状でございます。他方、ヤンゴン市は、御案内のとおり、急速な都市化が進んでおりました、交通渋滞等の都市問題が悪化しております。ミャンマー政府といたしましては、深刻さを増すこうした交通問題の解消のために、環状鉄道の近代化を真剣に検討しているという過程でございます。私どもといたしましては、この事業で、この環状鉄道の老朽化した施設を改修すると共に関連施設の整備を行いたいと思ひております。そうしますことで、より安全で快適な列車の運行を図り、旅客の輸送能力の増強、効率的な公共輸送サービスの向上を目指すことを考えております。こうした環状鉄道の近代化は、輸送能力の増強を通じまして、沿線地域の経済活動の活性化、さらにはミャンマーの発展に大きく寄与することが想定されておりますので、私どもとしては、この事業が非常に有意義なものであると考えております。経済協力方針との関係でございますが、ミャンマーにつきましては、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援を一つの柱として掲げさせていただいております。この事業は、今申し上げた経済協力方針との整合性の観点からも非常に整合性の高いものであると私どもとしては考えております。続きまして、いただきました御質問に、JICAの方々から御回答させていただければと思ひます。
- 説明者(府川) JICAの府川と申します。よろしくお願ひいたします。
 - まず、荒木委員から、日本のミャンマー鉄道援助の全体像を示してほしいという御質問をいただいております。9ページにございます地図をごらんいただけますでしょうか。右下のところに環状線を黄緑色の丸で示しております。ここから右上の方に延びていく赤い鉄道、これがヤンゴンからマンダレーに向かう幹線鉄道、また、左上のピー方面という方に延びていく鉄道、これはピーという古都に向かっ

て延びる幹線鉄道となっております。ミャンマー政府としましては、ヤンゴンからマンダレーの幹線鉄道、そしてこのヤンゴン環状鉄道、この双方ともに経済成長に必要なプロジェクトとして整備を推進していく方針でございます。日本の取り組みといたしましては、このヤンゴン―マンダレー鉄道について、今年4月にこの適正会議の場で審議をいただきました。その後、JICAが協力準備調査を実施しまして、12月15日にプレッジがなされたということでございます。ミャンマー側としては、さらにこのヤンゴン環状線についても、是非日本に支援してほしいと申し越しているところです。ヤンゴン―マンダレー鉄道は、都市間の鉄道の改善ということになります。また、この環状線は都市内の交通混雑の緩和に資するための改善事業ということで、特性は異なりますけれども、線路ですとか車両、信号、鉄道技術に関する内容について、可能な範囲で両案件の共有化を図っていきたくて考えております。資料3.(6)のところに他スキームとの連携について書いております。このヤンゴン環状線鉄道につきましては、これまでヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査という調査を実施してきています。これを受ける形で、今回、協力準備調査を実施するということです。また、技術協力「鉄道安全性・サービス向上プロジェクト」において、実施機関であるミャンマー国鉄の技術・能力の向上というものを図っています。特に緊急性の高い部分につきましては、無償資金協力「鉄道中央監視システム及び保安機材整備事業」といったものについても準備を進めているところです。

- 次に、同じく荒木委員からいただいた御質問で、ティラワとの関係についてでございます。地図に戻っていただきまして、環状線から直接ティラワには向かっておりませんで、ヤンゴン―マンダレー鉄道の途中の駅からティラワの方に支線が延びています。今回の協力準備調査の対象ではございません。
- それから、松本委員からいただきました御質問が、今回の問題というのは、この案件概要書を読むと、元々鉄道として交通量の20%を担わなければいけないところが1%にとどまっている、ここが問題だろうと。これに対して、軌道等の修復、信号設備等の更新といったプロジェクトを実施することによって、どのように利用の拡大につなげていくのかという御質問をいただきました。先程御紹介しました先行する調査、ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査の調査結果によりますと、現在、鉄道の利用者は、都市郊外部の行商人が中心になっております。運行環境の改善により、都市居住者や観光客等利用者の多様化と増加が見込まれると考えております。アンケートを実施いたしましたけれども、鉄道に対する期待というのは大きかったと思います。今回実施する準備調査の中でも、鉄道利用者の利用意向調査を含めまして、鉄道改修に伴う定量的な効果を計測してまいりたいと考えております。また、本事業の施設改修を通じまして、定時運行を図っていく、運行速度を向上する、運行本数を増大する、それから、バス等との乗りかえの利便性の改善を図ってまいりまして、利用率の向上につなげていきたいと考えております。
- それから、資料の2.(4)他の援助機関の対応のところ、市村委員から御質問を頂戴しました。ドイツや中国あるいは韓国、インドといったところが支援をしている中で、それらの支援とどういうふうに整合性を図っていくのかという御質問です。調査の中で、ミャンマー国鉄の技術方針、それから、これまでよその国の支援により導入した車両や施設の維持管理状況、運用状況についてしっかり確認を

してまいります。その上で、安全確保に必要な新しい運行システムの導入ですとか、あるいは車両の更新についても、費用対効果の検討を踏まえて、他国支援と整合すべく必要な調整と事業内容を検討していきたいと考えています。資料3.(3)のところに事業概要を掲げてございます。具体的には、土木工事、すなわち軌道を含む土木構造物の修復、それから信号設備、それから駅関連施設ということで、交通結節点の整備といったところが事業コンポーネントとして想定してございます。ここについて横尾委員から御質問いただきました。まず、これは電軌かどうか、電化されているかどうかという質問をいただきました。これは、現在、ディーゼルで運行しております、本事業でも、電化までは行かずに、ディーゼルの前提とした改修を進めていくということです。

- 次に、信号について、ATCやATS等の列車運行システムを活用する可能性について御質問をいただきました。本プロジェクトにより、運行本数の増加ですとか運行速度の改善が見込まれておりますので、安全な旅客運送を確保するための実施体制の強化及び信号を含む関連システムの整備は不可欠だと考えております。協力準備調査の中で既存運行車両との仕様や技術的整合性を確認しまして、ATCやATSを含め、どのような信号システム、列車運行システムが現在のミャンマー国鉄にとってふさわしいのかを検討してまいりたいと考えております。
- また、横尾委員の3つ目の御質問で、急速なモータリゼーションの進行の中で、鉄道と道路の総合的な都市交通システムのプランが必要だろう、主要駅の駅前開発・交通結節点機能強化は、こうした点も配慮して進めるのかという御質問をいただきました。是非、これも今回の協力準備調査の中で配慮しながらやっていきたいと考えている部分です。鉄道と道路の総合的な都市交通システムのプランについては、先程御紹介しましたヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査という中で、都市交通マスタープランの策定を実施しているところです。こうしたものも踏まえながら、他の公共交通機関と一体となった鉄道開発といったものを実現すべく、事業のコンポーネントとして交通結節点の機能強化ということを盛り込んでいます。
- それから、最後になりました。教訓のところに関しまして、高橋委員からいただいた御質問が、教訓としては、ミャンマー国鉄の恒常的なスペアパーツ・技術者不足について、どのような提言を行う予定か。先行して実施しているプログラム形成準備調査の中で、例えばヤンゴン地域の鉄道インフラ開発のための特別予算枠の設置であるとか、あるいはヤンゴン地域の軌道系都市交通を整備・運営する新組織の設立の提案といったことがあるけれども、これらの実現に向けてやっていくのかという御質問をいただきました。まず、ミャンマー国鉄の恒常的な技術者不足につきましては、技術協力プロジェクトを先行して開始しております。これにより、ミャンマー国鉄の安全性及びサービス向上に資する運営・維持管理能力の評価を現在実施中です。また、これから実施する協力準備調査の中では、特別予算の措置ですとか、あるいは新組織の必要性に係る検証を加えまして、本事業にて改修される環状鉄道が適切に維持管理されるために必要な予算措置や実施体制を検討していきたいと考えています。

以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございます。只今の説明者からの説明について、さらに

御質問、御意見がありましたらお願いします。市村委員、お願いします。

- 市村委員 どうもありがとうございました。この環状鉄道が47.5kmあるとありますけれども、これは単線ですか複線ですか。
- 説明者（府川） 複線です。
- 市村委員 複線ですね。ということは、線路が修復され、メンテナンスがしっかり行われれば、後は信号システム等が近代化されて、駅舎が整備されれば、お客は増えると認識されているわけですね。
- 説明者（府川） はい。
- 市村委員 事前に提出したコメントの中にも書きましたけれども、ドイツが維持管理を支援しているというのは、どういうことをやっているのですかね。
- 説明者（府川） ドイツの協力は、実はちょっと古いものになりまして。
- 市村委員 今はやっていないのですか。
- 説明者（府川） はい、今はやっていないです。これは90年代から2000年代にかけてと。
- 市村委員 そういうことですか。ということは、ドイツの跡を継いで日本が支援するというのでしょうか。
- 説明者（府川） そうですね、それより大きなスコープになりますけれども。
- 市村委員 それでは、鉄道は、これはいつごろ敷設されたのですかね。戦後間もない頃とか、戦前ですか。どれだけ老朽化しているかというところを知りたかったのですけれどもね。
- 説明者（府川） 戦前。
- 市村委員 戦前ですね。ということは、日本が作ったのですか。
- 説明者（府川） イギリスです。
- 市村委員 日本のJRが、無償で車両を供与したかどうか知りませんが、イギリスが作った軌道は、その車両が走れる軌道なわけですね。
- 説明者（府川） 正確に言うと、軸の長さをちょっと短くしないといけませんけれども、そこをアジャストすれば導入は可能で、実際、JRの中古車両が幾つか入っていると聞いております。

- 市村委員 そうですか。それで、そのJRの車両はディーゼルだと思いますけれども、これのメンテナンスはどうされているのですか。
- 説明者（府川） そこは、実際に中古車両を導入して走らせているものもあれば、行き届かずに使われていない車両もあるというのが現状でございます。
- 市村委員 インドネシアの例で言いますと、JRとか東急電鉄の車両とか、随分中古が出ていますよね。あれが結構目立つものですから日本のアピールには非常に役立っています。ミャンマーでも、地味な活動も大事ですけども、そういう日本ではもう使わない中古の車両の供与をふやしていく考えはあるのですか。
- 説明者（府川） 今回、これには入っていないのですけれども、国土交通省がいろいろ関連の調査を実施しておられたり、あと、資料の3.（7）のところにも記載してございますけれども、JRの方で中古車両をミャンマー鉄道に供与するという動きがございますので、そうしたところも、納入したその車両がきちんと整備された軌道の上を走ることを実現できるようにやってまいりたいと思います。
- 市村委員 ミャンマーを支援するという観点では大賛成なのですが、もうちょっと組み合わせを変えた方がいいのではないかという印象を持ったものですから申し上げているのですがね。要は、信号設備は絶対必要だと思うんですね。それと、軌道の強化といいますか修復といいますか、これは必要だと思います。それに加えて、駅舎を直すよりは電車を供給した方が余程貢献度大ではないかという気がするのですが、その辺はどういうふうにお考えになりますか。
- 説明者（府川） 調査の中で、今後必要なローリングストックについても検討はしてまいりたいと思いますので、この次の事業といったこともあり得るのかもしれませんが。また、駅舎のところは、駅そのものというよりは、交通結節点として、その先のバスやタクシーといったものをつなげていくことが、利用者の増大という点からは非常に重要だと考えています。これはこれで大事なコンポーネントとして検討してまいりたいと思います。
- 市村委員 わかりました。
- 小川座長 ありがとうございます。他に。では、松本委員。
- 松本委員 ありがとうございます。今の市村委員とも関連するのですが、私はもう長いこと乗っていませんが、かつてはベンチシートの電車であったと思いますけれども、まさに、後は傷害事件とか、そういうものが車内で起きると。そういうようなことから、ヤンゴンで国鉄に乗るというのは、ちょっと冒険のような感じが旅行をしている若い人から聞くのですけれども、そういう意味からいくと、市村さんは別の意味で車両と言いましたけれども、私も、車両の安全性というのは、運行の安全性というよりは、むしろ車両そのものが、安全に乗れて、快適に乗れるかどうかということが結構重要だと思ったので、私は質問にも書かせていただいたのですが、そこを抱き合わ

せでないとな本当に利用者が増えるのかちょっと疑問があるなと思ったのが1点。もう一点は、これはちょっと書き忘れてしまったのですが、例えばフィリピンなんかだと、余り列車の本数が多くない時には、人々がその周りに住んでいたりして結構危険なこともあるかと思うのですが、そういう意味で、その人たちにちょっとセットバックというような形で退いてもらったりとか、立ち退いたりとか、そういうようなことは、一応カテゴリーBだから、余りそういうことはないという前提だとは理解したのですが、確認のために教えていただければと思います。

- 説明者（府川） かしこまりました。先行するプログラム形成調査の中でのアンケート調査でも、鉄道の快適性に対する質問については、おおむね良好な回答があって、非常に便利なのだけれども、やはり定時性ですとか、あるいは運行本数ですとか、そういう利便性の面で少し劣っているのかなと考えております。また、まさにフィリピンの例のようなことが想像されるわけですが、ヤンゴンの鉄道に関しては、これについての心配はないというところがございます。あと、駅前開発等をやっていくことであれば、そちらの方でしっかり見ていくということかと考えております。
- 小川座長 横尾委員、お願いします。
- 横尾委員 資料によりますと、JRが中古車両を供与しているという話ですが、その車両の形状や機能は、今、御指摘ありましたけれども、運行システムと非常に密接な関係にあるのではないかと思います。つまり車両だけ日本の企業が輸出しようとしても、設計思想自体が違う国では受け入れて貰えない。たとえば、頑丈なものでないと買わないということになれば、なかなか日本の車両は売れないということになります。日本の車両は、事故が起きないシステムの下で運行されていることが前提に作られており、どちらかと言うと軽量です。従って、鉄道関連のハードを輸出するのであれば、それは、もちろんディーゼルということの段階かもしれませんが、ハードだけではなくて、信号システムを含めたシステムと一緒に輸出することが重要ではないかと思えます。ということは、技術協力も含めて、部分的ではなくもう少し全体的な対応が求められるのではないかと思います。あわせて先程荒木委員からもご発言がありましたように、マンダレーヤンゴン間の鉄道もそういった考え方でやっていく必要があるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。たとえば、先程もご説明の中で触れられたヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査の中ではどういう扱いになっているのでしょうか。部分的に鉄道を直して、それでよいということではなくて、やはり日本がこれを受注して、最終的には全体に展開をしていくというような考え方がないと、なかなか安全な鉄道というものが輸出できないのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 説明者（府川） その先行するプログラム形成調査は、ヤンゴンの街全体でどういう交通網を敷いていく必要があるのかということ調査しております。現在、人々が通勤・通学でどこからどこまで、どういう交通モダリティを使って移動しているのかということ調べて上で、この環状線の改修であったり、あるいは新しいバスや鉄道路線であったりとかといったものを検討していくというのが全体的なスコープでございます。その上で、今回は環状線の軌道を中心とした改修ということですが、御指

摘のとおり、運行本数がふえていく、スピードが上がっていくという中で、運行面でのアドバイス、改善のための技術協力といったこともこの先々には考えていくのだろうと思います。現在実施している技術協力の中では、まずは保守管理というところを中心に技術協力を行っているところでございます。あと、日本からの車両の導入に関しては、先程も申し上げましたが、軌道の幅を6.7cm縮めなければいけないということプラス、あと、信号システムに関しては、今現在は、日本のように電車の信号システムと、それから軌道の信号は完全に連動したものにはなっていない、それぞれ別のものとしてございますので、まだそういう発展段階にあるということでございます。

- 小川座長 高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 済みません、私は維持管理について質問させていただいたわけですが、質問の意図としては、このヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査を読ませていただいたら、ミャンマー国鉄の第7管区が担当管区になるのですが、そこが結構予算権限が与えられていないために整備計画の非常に足かせになっているということが書かれてあって、その意味で、これはいろいろある外部条件の中のいわゆる「キラー・アサンプション」ではないかなと思ったものですから、それで大胆な特別予算とか新組織の設立を提言されているのだろうと理解したのです。実際、そこら辺の外部条件としての深刻度合いについてはどういうふうに判断されているのでしょうか。こういうことはかなり政治的なことだと思うので、そのあたり実際どういう状況になっているのかを少し補足的に教えていただけますか。
- 説明者（府川） 先行したプログラム形成調査の中では、まず、現状についての分析を行ったところでございますので、これを実現していくことについては、これはまた今後、協力準備調査の中でしっかり向こう方との議論をしていく必要があることだと考えております。新組織の設立というのは、これは環状線だけでなく、今後また別なMRT等を実施していくということであると出てくる話かと考えておりますので、まずは、維持管理のための予算をしっかりと確保していくというところについて、協力準備調査の中で提案もしながら、ミャンマー側と議論をしていきたいと思っております。

(2) ニカラグア「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

- 小川座長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。それでは、2番目の「ニカラグア『マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査』（プロジェクト形成（無償））」に入りたいと思います。まず、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。
- 説明者（花尻） ありがとうございます。国別開発協力第二課長の花尻でございます。よろしく願いいたします。ニカラグアの無償資金協力、マドリス県及びヌエバ・セゴビア県の教育施設整備計画でございます。資料に記載がなく申しわけございませんが、本件は、サブスキームのくくりでは、「コミュニティ開発無償」となっております。

す。本件について短く申し上げます。ニカラグアは、御案内のとおり、ハリケーン等の自然災害が頻発するなどの自然条件の影響等もございまして、中南米カリブ地域では依然としてハイチに次ぐ貧困国の地位に留まっております。特に、多くの地域で基礎的社会インフラが未整備の状態にございます。ニカラグア政府は、貧困層を重点対象とした社会政策を特に教育・医療分野で推進しておりますが、国民の約4割強がいまだ貧困層に属しております。都市部と農村部との貧困格差も顕著であります。このような中、我が国として、ニカラグアの経済発展、それから民主主義の定着を支援することが、ODA大綱の重点課題である貧困削減及び平和構築の観点からも大きな意義があると考えております。また、ニカラグアは中米で最大の国土を有しております。周囲と合わせて、同国の社会経済的な安定を推進することが、現在、中米で進められております地域統合の取組にとっても、重要な意味を持つと考えております。こうした地域統合の取り組みの後押しは、我が国の外交力強化にもつながることが期待されております。本無償資金協力案件は、ニカラグア北部のマドリス県及びヌエバ・セゴビア県において、劣悪な状態に置かれている既存の教育施設を改善するものでございます。これ単独では、ある意味ハードウェアの整備でございますが、我が国は、教育分野において、教育の質の改善を目的とする技術支援や研修等を先行して行っております。これと並行いたしまして、本案件によって学習環境の整備を図ることで、支援の相乗効果を生み出して、ニカラグアにおける教育機会の増大と質の向上へとつなげていきたいと考えておるところでございます。その他、事業の詳細に関していただいております御質問事項につきましては、JICAの方から御説明があると存じます。私からは以上でございます。

- 説明者（藤城） JICAの藤城と申します。よろしくお願いたします。引き続きまして、私から、事前にいただいております質問についての御回答を差し上げたいと思います。この案件概要書の流れに従っていただいた質問を整理いたしました。
- その順番で御回答を差し上げたいと思いますけれども、まず、案件名のところで、松本委員から「コミュニティ開発支援無償」ではないかという御指摘をいただきましたが、先程御説明がありましたように、今回の案件につきましては「コミュニティ開発支援無償」を想定しております。
 - あと、2番目の事業の背景と必要性の(1)教育セクターの開発実績と課題のところで、5つ御質問を荒木委員、松本委員、横尾委員、市村委員からいただいております。このいただいた5つの御質問をまとめますと、大きく3つにまとめられると理解いたしました。1つ目が本事業と就学率の向上との関係、2つ目が本事業とソフト面、技術協力との連携、3つ目が所得支援の必要性という3点で理解いたしました。順にお答えを差し上げたいと思います。
 - まず、1つ目の本事業と就学率の向上との関係ですが、一般的に就学率を向上する方法としまして、3点アプローチがあると理解しております。1つ目が教育インフラへのアクセスの向上、2つ目が教員・教授法の質の向上、3つ目が運営改善、この3つを満たして就学率が向上すると理解しております。そのうち、本事業につきましては、1つ目の教育インフラへのアクセスの拡大に資するものでございます。現在の状況でございますけれども、雨漏りが日常的に起きている、教室の数が足りないために廊下や屋外の木の下で授業を行っているという状況がかなり恒常的にございます。といいますのも、ハリケーンミッチで98年に大きな被害を

受け、それ以降も毎年のように自然災害を受けているということと、さかのぼりまして79年から88年の内戦の影響で教育インフラの整備が十分にできていないというような根本的な問題がございます。少しずつではありますけれども改善はされていますが、いまだ十分な改善がなされていないという教育インフラの整備という大きな課題を抱えているニカラグアでございます。そのような中、子供たちは学校に行くわけですが、このような学習環境が整わないという状況の中で、学習意欲の低下、学習効果の低下というところが多々発生する関係で、ドロップアウトの子供たちも数多く発生しており、教育インフラへのアクセスの向上が極めて重要になっているのが1つ目です。

- 2つ目、本事業と技術協力との連携のところですが、教員の質の向上につきましては、技術協力プロジェクトで初等教育算数指導力向上プロジェクトのフェーズ2を現在実施しております。具体的には、隣接のエステリ県の教員養成校で協力を展開しており、今回の対象2県の教員の皆様は、こちらのプロジェクトによって質の高い教授法を身につけた教員が今回の対象2県の教員になっているという状況です。あと、もう一つの学校運営改善というところですが、本邦研修、授業改善を目指した学校運営という本邦研修を実施しております。こちらの方に関係者の皆さんは参加しており、具体的には、今回の対象のヌエバ・セゴビア県の教育省の県事務所長等もこの研修に参加した帰国研修員であり、このように技術協力との連携を想定しております。
- あと、3点目、所得支援の必要性についてですが、こちらにつきましては、その必要があるということは明々白々、御指摘のとおりでございます。JICAとしては、このようなプログラムを持っておりませんが、米州開発銀行（IDB）、世界銀行が、この対象地域でも条件付現金給付のプログラムを展開しております。こちらの方は教育の分野での条件、例えば「10歳以上の子供たちが学校に行っていることを条件とする」というプログラムを展開しております。日本の協力ではございませんが、対象地域でも、他のドナーがこのニーズを埋める協力を展開しておりますので、連携の可能性について協力準備調査の中で検討していきたいと考えております。
- 続きまして3番の事業概要、事業目的のところですが、高橋委員より、十分に機能していないという意味、定義についてという問いがございました。こちらにつきましては、2010年に教育省が全教育施設についてのインベントリー調査を実施しております。こちらで十分に機能していないと位置づけられたのですが、具体的には、屋根、窓がないですとか、木造で作られている、後は、日干しの煉瓦で作られていて壊れる可能性があるということで、安全・安定的に教育を実施できる環境にない施設という定義になってございます。3番の事業概要ですが、松本委員より、2県を対象とする理由という問いがございました。こちらにつきましては、ニカラグア国内の就学率を見た際に、就学率が全国の平均以下の県について教育省としては重点的に事業を展開していくということを方針として決めてございます。その中で世界銀行、EUも同様の事業を展開しており、日本には、この2つの県をお願いしたいというような役割分担、棲み分けをした結果でございます。
- あと、高橋委員より、初等教育と中等教育のどちらに重きを置くのかという御質問をいただきました。ニカラグアの現状ですと、農村部の町の学校につきまして

は、就学前教育、初等教育、中等教育が1つの建物で2部制にて展開されております。ですので、今回の協力で設備を整備することで、中等教育、初等教育の両方に貢献できると。今まで技術協力の方では初等教育を中心に行っていました。が、御指摘のとおり、中等教育の指標が大分まだ改善がなされておられませんので、今後、技術協力につきましては、中等教育の方に展開を移していきたいと考えている次第です。

- 後は、高橋委員より女子教育についての御照会がございました。現在の指標を見ますと、女子の方が純就学率は高くなっておりますし、後は、先方の教育戦略計画の中でも、ジェンダーを重点にするという政策が謳われておりますので、それにのっとり実施していく形を考えております。最後でございますけれども、日本の防災技術の活用可能性について市村委員から御質問いただいております。こちらにつきましては、災害に強い基準を協力準備調査の中で提案していきたいと考えており、鉄筋や梁を追加する等の内容が想定されます。後は、加えましてソフトの部分ですけれども、避難所として使うということが教育法の中で明言されておりますので、そのための避難経路確保に資するハザードマップづくりも協力準備調査の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

- 小川座長 どもありがとうございます。それでは、委員側から追加の御質問、御意見ございますでしょうか。では、市村委員、お願いします。
- 市村委員 私の方で書面で質問させていただいておりますけれども、教室の建てかえ等ハード面の支援というのは、この記載のとおりだと思います。一方で、質の向上ということについては、今、御説明あったとおり、算数の指導力向上プロジェクトを今やっておられるということですのでけれども、いわゆる教師そのもののレベルアップということもあるのでしょうかけれども、子供たちからしてみれば、生徒の数と先生の数のバランスというのがあると思うんですね。これは、教室をどんどん作っていくのは結構なのですが、先生の数はどういうふうになっていくのですかね。これをちょっと教えていただきたいのですけれども。
- 説明者（藤城） 正確な人数というのは申し上げられませんが、近年の傾向としまして増加の傾向にございます。それは、今のオルテガ政権が、やはり教育と保健にはかなり注力をしておりまして、医者ですとか教師の数を年々ふやしています。IMFの勧告により、小さな政府を目指せということで、すごく多くの数を増やすことはできていませんが、少しずつ許す範囲で増加傾向にあるがゆえ、そちらの給料に予算が回ってしまって、こういう施設整備の予算がなかなか確保できない現状でございます。
- 市村委員 では、その辺のバランスを考えてやっていくということですね。
- 説明者（藤城） はい。現状、特に農村部で言いますと複式の学級というところがかなり多くございますので、その質の向上という意味では、そこを許す範囲の中で、やはり単学年でやっていくような形にしていく必要があると認識しています。

- 市村委員 ありがとうございます。
- 小川座長 他はいかがでしょう。高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 私も「質」ということについて少し御質問したいのですが、教育の質と言った時、程度の高いことを教えるという話と、もう少し子供たちが学校に行きたくなくなるというか、教え方の質という話の二つがありますが、私は後者の方が大事なかと考えています。私もかつて協力隊で理数科教師をやっていたのですが、いかにいい教育内容、教育カリキュラムをやるかということよりも、どうやって子供たちが学校に来られるようにするかというのが大事なのですが、私が知る限り実際の教育現場でやっていることは少し違うのではないのでしょうか。実際、私もカンボジアとかを見ていてもわかるのですが、子供たちに今、学校でどんな教え方をしているかという、先生が一方的に黒板にがあと書いて、生徒はそれをひたすらノートに書き写すみたいな教育で、あれで本当に実りのある教育かどうかというのは、私は非常に疑問があります。そういうところで、例えば情操教育のこととか、もっと子供たち自身に学ぶ楽しさを教えられないのでしょうか。例えば成功したインドなんかの例だと、地元のお姉さんがボランティアとして学校で子供たちをケアしながら一緒に学んでいくといった事例があり、子どもはすごく楽しいので学校に行くとか、そういうレベルでの教育の質の改善という議論がもっとあって然るべきだと思っています。そのあたり、実際、ニカラグアではどういう議論になっているか、もしわかったら教えていただきたいということが1点です。もう一点は、就学率ということですが、言及されなかったことにアクセスの問題があると思っています。今、インフラや建物が壊されているという説明がありましたけれども、実際、災害によって道路とかも寸断されていたり、非常に危険だったり、壊れてしまったりということがないのかどうか。子供たちが通学できるような状況になっているのかどうか、そのあたりも併せて教えてください。
- 説明者（藤城） ありがとうございます。まず、1つ目の質というところについてですが、日本が協力していますこの算数プロジェクトは、まさしく楽しく算数を学べるように教員の研修、教材づくりと学習指導要領の作成に取り組んでおり、中米の国々で実施してきており最後の国としてニカラグアで現在実施している状況です。私も現場を見せていただきましたけれども、本当に子供たちが楽しんで図形の問題なんかをやっている状況です。本当に小さなポジションかもしれませんが、日本の技術協力が教育の質向上、しかも楽しんで学べるというところに持っていることが1つ目の御回答です。2つ目のアクセスの問題ですが、まさしくニカラグアの国内のインフラ整備、経済インフラ、特に道路のインフラが非常に他の国、中米と比べましても状態が悪いので、昨年、JICAの開発調査で国家運輸計画というインフラ整備のためのマスタープランづくりを実施しております。そちらで、農村部につきましても地域開発の観点から農道の整備が検討されております。もう半年ぐらいで最終的な結論になりますので、そちらの結果も見ながら、JICAが行っていただける農村インフラの整備を考えていきたいと思っています。

- 小川座長 松本委員，お願いします。
- 松本委員 やはり最近，多分いろいろな途上国で，入学をするも退学をしてしまうというのが，実際，教育の中では結構大きい問題かなと思っています。純就学率の場合は，入学はしたけれども学校へ来ていない，あるいは退学してしまった者も含んでいるという理解でよろしいですか。
- 説明者（藤城） いや，純就学率の場合は，例えば6歳から12歳の就学時年齢のうちに，実際に就学している者の率という理解です。
- 松本委員 つまり，途中でドロップアウトしてしまった人たちも，就学していないというデータに入っているということでもよろしいのですね。実数，実態的，つまり入学は高いけれども，卒業しないので，結構そこが低くなるのですが，これはそれを踏まえた数字だという理解でいいのですね。
- 説明者（藤城） そういうことでございます。
- 松本委員 そうなった時に，やはり小学校ではこれだけ高い，でも，中等に行くところなるというのは，小学校の方はとても整備が進んでいるということですか。教室もきれいだし，そういうふうに理解していいのですか。
- 説明者（藤城） いや，教室については，先程申し上げましたとおり，同じ学校を小中で併用している場合がかなりありますので，インフラの整備は必要という理解です。加えて，教育の質の部分と，所得獲得が中等の低い就学率の理由として大きいという理解です。
- 松本委員 それもあって，やはり，多分私だけでなく皆さんが疑問に思ったのが，この事業で本当にみんなが学校に行って，中等教育に行って，人材の育成につながるのだろうかという疑問をすぐに思っているわけですし，その所得の件について，さっきお答えいただいたところでは，世銀とIDBが条件付現金寄附という話をされていましたが，確認なのですが，世銀は，この2つの県は世銀ではなかったとさっきちょっと，向こうの政府がこの2つの県を日本側にと言った時に，世銀やEUは別の県というような割り振りがあったかのように聞こえたのでちょっと確認をしたいのですが，この2つの県についても，世銀，IDBは条件付現金給付ということはやられているという理解でよろしいですか。
- 説明者（藤城） はい。世銀及びEUのプロジェクトがこの県ではないというのは，教育のインフラ整備については，この2県は対象になっていないということです。
- 松本委員 でも，所得面での現金の給付については入っている。
- 説明者（藤城） はい，そのとおりです。
- 松本委員 わかりました。

- 小川座長 他はいかがでしょうか。荒木委員，お願いします。
- 荒木委員 この学校建設というのは随分昔からありまして，一時は，また箱物かと批判をされたこともある。内容が伴っていないというのは，今の就学率の問題も含めて関係があったと思うのですね。やはりいろいろな提言が出てきて，今おっしゃった3つのポイントで，教育インフラと，いわゆる教員の質の向上と学校運営の改善というか，その辺はよくまとめられていると思う。けれども，要は，学校は，その地域の中核帯というか，いろいろな意味で中核になり得るのですね。そこに避難所の代替をさせることもできる。バングラデシュあたりではすでに実施されている。そういうことでは意味があると思う。もう一つ，やはり学校運営。学校自体が取り組む場合は，その学校を支援する政府の財源も少ない。学校自体がある程度運営力を持つ必要もある。某NPOの場合は，例えば自家菜園をやって，子供たちと一緒に労働をしながら，例えば昼食は学校が提供するということで就学率を上げているケースがある。そういうこと等々，やはり我々ODAも，もうちょっとそこまで組み込んで改善をしていかないと，また同じようなことを繰り返しているなという感じを持たれる。その点の改善がこれから見込めるかどうか。
- 説明者（藤城） こちらの学校運営改善の帰国研修員の取り組みの御紹介を差し上げたのですが，今，荒木委員が御言及されたような学校菜園の取り組みをやっている者もおりますし，父母会に働きかけてバザーのようなものを行って，現金を獲得し，それを学校運営に使うということをやっている事例もございます。好事例が少しずつ出てきてはいるわけですが，このような無償を行っていく上で，数多くの学校を対象としますので，協力準備調査の中ではご指摘の視点を持って調査を行い，必要な提言を盛り込んでいくという対応をさせていただきたいと思っております。
- 荒木委員 最後に一言。そういう学校運営の改善点について，コンスタントリーにやっていくとなると，ODAの場合，制約もいろいろあると思うのですね。そういう時には，やはり中米地域もそうですし，アフリカ地域もそうですけれども，多くのNGO等々が活躍されているわけですね。そういう人たちと提携して協働でやっていくというか，そういう試み等もやる必要があるのではないかと感じます。
- 説明者（藤城） ありがとうございます。今後，前向きに検討させていただきたいと思っております。
- 小川座長 他はよろしいでしょうか。今，皆さんおっしゃられましたが，やはりこの事業は，就学率をいかに上げていくかということ調査の中でよく検討していただきたいと思えます。それでは，これで2番目の案件は終わりたいと思えます。

(3) バングラデシュ「外国直接投資促進事業準備調査」

(プロジェクト形成 (有償))

- 小川座長 では，続きまして，3番目の案件ですが，「バングラデシュ『外国直接投

資促進事業準備調査』(プロジェクト形成(有償))」について、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思います。

- 説明者(花尻) ありがとうございます。バングラデシュの円借款、外国直接投資促進事業について御説明申し上げます。前回、バングラデシュの案件を取り上げていただいた時と若干重複いたしまして恐縮ですが、バングラデシュは、年率5~6%程度の経済成長を遂げて、将来的な生産拠点として、また、1.6億人の人々を有する新たな市場として注目を集めております。同国への日本企業の進出も拡大しつつあります。我が国の対バングラデシュ支援は、その良好な二国間関係のさらなる強化、また、貿易投資等の経済関係の拡大に加えまして、MDGs(ミレニアム開発目標)の達成を支援し、後発開発途上国でありますバングラデシュの安定的な発展に寄与するという観点からも意義が大きいと考えております。バングラデシュの政府は、2021年までに、全国民が中所得国レベルの生活を享受できる社会を実現するために、経済成長の加速と貧困削減という目標を掲げております。このため、雇用創出、産業育成、ガバナンス強化及び社会サービス提供の普及に力点を置いています。これに呼応する形で、我が国は、2012年6月に策定いたしました対バングラデシュ国別援助方針における重点目標として、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」というものを定めております。本事業は、当該方針に合致するものと考えております。本件は、バングラデシュの財務省経由で参加金融機関へ転貸いたしまして、これを介しました外国投資促進に資するツーステップローン及び工業団地周辺のインフラ整備に必要となる資金の供与を行うものでございます。これにより、工業団地進出企業の資金仲介を円滑化いたしまして、工業団地の投資環境改善、それから外資を含む民間投資の促進に寄与すると期待しております。従って、本件の実施は適当であると考えているところでございます。この他、事業に係る御質問事項につきましては、JICAの方から御説明があると存じます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

- 説明者(尾藤) JICA南アジア四課長の尾藤です。事前に各委員より合計14問の事前質問をいただいておりますので、案件概要書に沿う形で幾つか質問をまとめさせていただきます。御回答申し上げます。
 - まず、市村委員より、繊維産業を初めとする日系企業の工業団地進出を支援するのは重要だが、本プロジェクトのスキームについて確認したいという御質問をいただいております。本円借款事業では、まず、1つ目といたしまして、外資を活用した工業団地の整備に不可欠なオンサイト、オフサイトのインフラ整備資金ニーズへの対応、2つ目といたしまして、中央銀行、さらには中央銀行から民間金融機関を介したツーステップローンを活用いたしまして、工業団地に進出する民間企業、日本を中心とする外資及び外資のローカルパートナーを念頭に置いておりますが、その現地通貨建て資金ニーズへの対応を通じまして産業振興に取り組む予定でございます。支援の対象となる製造業種につきましては、現在、バングラデシュの輸出8割を繊維業が支えておりますので、繊維・縫製業が中心になることは想定しておりますが、人口1.6億人を抱える国内マーケットを念頭に置いた製造業もここ数年、日系企業がふえてきておると現地ジェトロより聞いておりますので、そういった内需対応型の工業団地に進出するニーズといったことも想定しております。

- また、同じく2番目の質問といたしまして、上記スキームは金融支援であり、我が国ODAの対象となるのか、むしろADB等の国際開発金融機関が行う方が適当ではないか。また、松本委員より、外国投資促進ファンドの内容として、「外資系企業を中心とした工業団地への進出企業に対する中長期資金供与」が上げられているが、進出する外資系企業にODAから資金供与することは問題ないのかという質問をいただいております。冒頭、外務省より御説明のありましたとおり、国別援助の重点方針におきまして、民間センターの活動を振興し、民間投資を誘致、増加させるための投資環境の改善を支援するという方針につきましては、国別援助方針でも重点分野として掲げられております。また、直接的な箱物のインフラ整備に関する円借款が伝統的には多くございますが、民間企業の投資活動を促進するために、政府系の金融機関を通じたツーステップローンによる間接的な金融支援といったこともASEANを含む各国で多くの供与実績がございます。また、バングラデシュにおきましても、現在、地場の中小企業の育成を目的とした中小企業振興金融セクター事業というツーステップローンを円借款で支援中でございます。なお、ODAの資金を直接外資系企業に流すということは想定しておりません。ツーステップローンでございますので、産業振興のために必要な開発金融として中央銀行及び民間金融機関を通じた支援という体制をとる予定でございます。
- また、関連する質問といたしまして、過去に本件と類似の案件があれば、そこから得られた教訓を教えてくださいという質問をいただいております。現在、先程も言及させていただきましたバングラデシュで実施中の中小企業金融セクター事業におきましては、事業の承諾後、LAの調印後に現地で縫製工場が崩壊するという事故が今年6月に発生したことを受けまして、中小企業の耐震化工事に対する資金ニーズも新たに対象に加えるということバングラデシュ政府と合意いたしました。このように経済は生き物でございますので、実施中の融資ニーズの変化に対応した柔軟な運用が本事業にも必要になると考えております。
- また、荒木委員より、ツーステップローンは別にして、工業団地造成は日本がタイド（STEP）で一括で開発できないかという質問をいただいております。バングラデシュは、LDCであるため、STEPの対象国となる貧困国、低所得国、中所得国の対象には制度的にはなっておりませんが、これまでの情報収集を通じまして、日本の民間企業は高い開発意欲を有しまして、既に現地視察も複数回行っている工業団地がございますので、そういった日系のデベロッパーが関心を有する工業団地の周辺インフラ整備といったところを支援することを念頭に置いております。また、バングラデシュにつきましては、バングラデシュ政府の方針といたしまして、工業団地を政府直営で開発するのではなく、極力民間資本による開発、運営を誘導することに重点が置かれております。従いまして、円借款による支援は、工業団地そのものではなく、その周辺インフラまたはローカルパートナー企業を含む工業団地への進出企業の現地通貨（タカ）建ての投資ニーズに対応した開発金融支援ツーステップローンといったことを想定しております。
- また、関連する質問といたしまして、官民連携の海外投融資案件としての資格があるのではないかと。また、横尾委員より、外国投資促進ファンドを企図しているのであれば海外投融資を行うべきではないかという質問をいただいております。将来的に、官民一体の大規模な工業団地開発計画が進んでいく場合においては、海外投融資案件の可能性ということも可能性としては出てくるのかなと考えてお

りますが、現状のバングラデシュは、縫製業が輸出の8割、9割を占めることから明らかにおり、まだ産業の集約化や高度化の途上にあります。従いまして、バングラデシュ政府が意図している工業団地の開発というのは、民間資本100%でも開発が可能な規模、具体的には40haから100ha程度の中規模程度の工業団地を想定しております。従いまして、これらの円借款資金のニーズといたしましては、その工業団地へのアクセス、周辺インフラの整備や工業団地に進出する企業に対する間接金融支援のニーズが高いということを想定しております。ただ、協力準備調査を通じまして、バングラデシュ政府が、経済特区の開発庁を通じて、工業団地開発に民間主導ではなく、バングラデシュ政府も官として出資する意欲が確認できた場合には、円借款によるイクイティーバックファイナンスを通じまして、バングラデシュ政府側の出資ニーズに対応することも可能ではないかと考えております。

- また、次の質問でございますけれども、横尾委員より、バングラデシュ政府への投資をちゅうちょさせる理由といたしまして、インフラ不足、商慣行、手続の遅延等が挙げられていると。特に、商業銀行の融資期間、手続等の課題については、別途解消を図る努力が必要という投資環境整備を借款の要件とすることが必要ではないかという質問をいただいております。日本を含む外資系企業の投資阻害要因となるインフラ整備ニーズにつきましては、本事業では、日本企業が開発に関心を有する経済特区へのアクセス道路等の周辺のインフラ整備の資金ニーズといったところは積極的に対応できるのではないかと考えております。また、現在JICAは、民間セクター開発プログラムにおきまして、投資環境整備アドバイザーをJICA専門家として派遣中でございます。そのJICA専門家を通じまして、制度面からの課題を解消するべく投資関連省庁の担当者を集めましたプラットフォームというものを形成中でございます。そこから抽出された阻害要因の解消につきましては、現地データ放送を通じて、大使館とも連携しつつ、バングラデシュ政府に働きかけていく予定でございます。また、来年2014年は日本、バングラデシュの経済合同委員会、こちらは原則、毎年相互に開催しておりますが、来年はバングラデシュでの開催が予定されておりますので、そういった定期協議の場を通じて働きかけていくことも、外務省と御相談しながら検討してまいりたいと考えております。
- また、横尾委員より、現地通貨建てで行うべきではないかという御質問をいただいております。バングラデシュの財務省から実施機関、今回の案件につきましては、ツーステップローンは中央銀行から、周辺インフラ整備は各地方自治体、また、経済特区のオンサイトの資金ニーズがある場合には、経済開発庁を通じたバングラデシュの財務省から各実施機関への転貸を予定しておりますが、この転貸につきましては、現地通貨建てになる予定でございます。
- また、関連する質問といたしまして、ツーステップローンは利息が高くなると懸念されるが、開発効果が薄れるのではないかという質問をいただいております。中央銀行から参加金融機関を介したツーステップローンを想定しておりますけれども、その適切な上乗せ金利の幅につきましては、協力準備調査を通じて確認してまいりたいと考えております。具体的には、エンドユーザーの最終金利が市場金利比で譲許性を失わない仕組みということを検討、提案してまいりたいと考えております。現在、地場銀行貸出金利は15%から20%程度と予想されております

が、インフレ率が5%から10%の幅で推移しておりますので、インフレ率や現在の最終貸出金利と比較し、市場金利比よりは低い金利といった適切な金利設定をバングラデシュ政府と検討してまいりたいと考えております。

- また、関連する質問といたしまして、事業実施機関は与信先の審査に十分な知見があるかという質問をいただいております。ツーステップローンの実施機関を想定している中央銀行は、現在実施中の案件、同じく円借款のツーステップローン案件の実施機関としてノウハウを有しております他、参加する仲介金融機関は、本邦コンサルタントの支援を受けて融資ガイドラインを整備することや参加する金融機関の参加クライテリアに一定のハードルを設けることで、与信先の審査を実施することは可能と考えておりますが、必要な能力強化策につきましては、今後確認していく予定でございます。
- また、松本委員より、環境審査カテゴリーがFIの場合、中間金融機関の審査能力、環境社会配慮経験が重要であるが、経済特区庁や運輸省道路局のキャパシティは十分かという御質問をいただいております。まず、経済特区法におきましては、経済特区庁、デベロッパー、進出企業、金融機関等は、環境や環境保護に関する全ての法律の遵守を含め、バングラデシュ政府が承認した国際的なコミットを遵守しなければならないと経済特区法において定めておりますが、経済特区庁の全体的な能力強化は必須と考えておまして、現在既に採択済みで立ち上げの準備中の開発調査型技術協力におきまして、経済特区庁の能力強化ということは必要なキーワードの中に入っておりますので、今後の準備のプロセスで環境や審査能力の向上といったことも確認してまいる予定でございます。また、運輸省道路局につきましては、これまでも円借款や世銀等、他ドナーの環境ガイドラインに基づく事業実施経験を豊富に有します。しかし、こちらにつきましても、円借款で雇用する施工管理コンサルタントの支援業務に環境社会配慮等を含むことで、必要な能力を補完してまいる予定でございます。
- また、高橋委員より、バングラデシュの経済特区法では、労働者の組織化に対する法的保護が弱められたりすることはないのか。ILOが定める就業が認められる最低年齢は守られるかという御質問をいただいております。バングラデシュでは児童就労は禁止されておまして、労働法に基づきまして、労働者の最低年齢は18歳以上とされております。一部特定の産業で、見習い生として最低14歳が雇用される例がございますが、どちらもILOの最低年齢条約を遵守しているものになっていると承知しております。また、経済特区法では、労働者福祉協会と労使関係に関する法律の適用がうたわれておまして、労働者の福祉協会の組成が認められております。以上より、労働者の基本的人権が経済特区でそれ以外の地域と比べて弱められるということはないと理解しておりますけれども、協力準備調査で詳細を確認いたしまして、今後の日本政府での案件計画長所等に反映してまいる予定でございます。
- また、関連する質問といたしまして、進出する企業に民間企業のCSRに関するISOの国際基準に準拠するようなインセンティブを与える工夫は考えられているかという質問をいただいております。今後建設される経済特区は、民間企業による開発、運営が想定されているため、まずは、その民間企業が社会的責任に関する意識を高める必要があると考えております。御参考までに、バングラデシュに進出しているユニクロは、現地のグラミン銀行と組みまして利益を農村地域の貧

困解消に再投資するソーシャルビジネスとして、グラミン・ユニクロ製品というものを2013年より現地で販売しております。全般論といたしまして、企業の社会的責任に関する認知度につきまして、バングラデシュで十分とは言えませんけれども、今年発生しました縫製工場が入居するラナプラザビルの崩壊を機に、特に国際的なアパレルブランドにとって、労働者の安全と生活の向上といったことも現地では大きな課題として認識されておりますので、進出企業が社会的責任を考える機運は高まりつつあると考えております。JICAも、そのバングラデシュ政府の取り組みを支援していく所存でございます。

以上、14の事前にていただいております質問につきまして回答させていただきました。

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、只今の説明について、追加の御質問、御意見。横尾委員、お願いします。
- 横尾委員 どうもありがとうございました。追加で3つ程質問させていただきたいのですけれども、まず、ツーステップローンの事業実施機関は、民間金融機関ではなくて、ここにありますバングラデシュ中央銀行であるとか、バングラデシュ経済特区庁、こういったところが行うということによろしいのですね。
- 説明者（尾藤） はい。
- 横尾委員 その時には、民業に対する圧迫というものがあるのかどうか。そもそも流動性の不足ではないような御説明でしたので、ちょっとそこを追加で御質問させていただきたいのと、2つ目は、15ページにもあります、そもそも「バングラデシュ国内の民間商業銀行から現地通貨建ての借入を行う必要があるが」以下のところに「土地に偏重した厳しい担保要件」というものがございしますが、こういった制約、障害は引き続き残るのではないかと思うのですが、その点は、このスキームの対象案件については適用されないということなのかどうか、あるいは、その融資期間の短さも問題になっています。そういったものが、要するに従来型の民間商業銀行の貸し付けの慣行といったものとは別のスキームになるのかどうかという点が2点目でございます。それから、外資を含む工業団地への進出企業ということですが、不勉強で恐縮なのですが、本国の本社から現地の関連企業に対する貸し付けというものに何らかの制約があるのかどうか。あるのであれば、それをまず取り除くことも1つの課題ではないかと思いましたので、その点についても教えていただきたいと思います。
- 説明者（尾藤） お答え申し上げます。まず、1番目の質問といたしまして、民業の圧迫ではないか、流動性の不足が原因ではないかという御質問でございます。
- 横尾委員 圧迫になるのではないかという意見ではなくて、圧迫になるのかどうかについてどうお考えか伺いたいということです。
- 説明者（尾藤） はい。まず、本件の案件を意図した背景といたしまして、日本の中小企業に属する民間企業から、バングラデシュにおいて活動するに当たりまして、現

地の民間金融機関からお金を借りようとしたけれども、やはり非常に高い金利水準から、日々の経済活動のキャッシュフローを確保するための日常の借り入れといったこともままならないという声を、現地に出張した際の商工会との意見交換を通じて、具体的ニーズということでいただいております。大企業につきましては、そういった御意見は商社を含めいただいておりますので、大企業につきましては、恐らく本国からの送金で日常のキャッシュフローは確保していると考えておりますが、中小企業で本国からの送金、その企業におきましても、やはり数千万円や数百万円のお金を送金するに当たって、為替リスクも含めて、やはり現地で適正な金利で借りられるのであれば、その方が望ましいという日本企業からの要望を受けております。そういった点を含めまして、現状、バングラデシュに進出している日系の金融機関で貸出業務を行っている日系の金融機関はございません。そういったことも含めまして、円借款で最初の初期投資の部分の資金ニーズはあるのではないかと考えております。また、円借款でツーステップローンを実施する場合に、土地担保等の現状の民間金融機関を通じた担保要件はどうかということをございます。これは、現在実施中の中小企業金融セクター事業につきましては、別途、融資ガイドラインを円借款資金で雇用されたコンサルタントとともに検討することによって、現状のバングラデシュ国内における必要な要件とは異なるスキームで実施しております。本件につきましての融資スキームで何を要件とするのかということは、今後、協力準備調査を通じて詳細は検討することになりますが、現在の民間企業が借りたくても借りられないということがボトルネックであるとするならば、そういった投資阻害要因は排除するような方向で検討してまいりたいと考えております。

- 小川座長 他はいかがでしょう。では、高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 ありがとうございます。私からの質問は、まさしくその社会配慮の部分に関してです。バングラデシュが、6月に限らず9月、それから10月、11月もいろいろ大きなデモがあり、11月29日にも縫製工場で大事故があつて、今、社会全体として低賃金や労働環境の悪化という問題については非常に関心が高いと思います。その観点から私たちが扱う開発ニーズをどう見るかということ考えた時に、こういう社会の動きがあるところこそ、そこに大きなニーズがあるのではないかと私なんかは思うわけです。もちろん経済成長のための経済特区のあり方というのは大事だと思いますけれども、他方で、日本のODAがずっと扱ってきた環境の問題、人権の問題、こういうところの問題が顕在化してきているとするならば、その流動的に顕れてきたニーズをうまく捉えることがとても大切ではないかと思ったものですから、このような質問をさせていただいているわけです。企業が投資活動をする中で、どうやって社会的配慮、社会的責任投資みたいなことを率先していくかということをうまく取り込んで、むしろこれを奇貨としてそういうことを進めていく方が、日本のODAのブランディングとなるのではないのでしょうか。ひょっとするとその日本のODAがやった経済特区こそ、非常に高い社会配慮や環境配慮のもとでやっているということになれば、今のバングラデシュの中でブランドとして光り輝くのではないかと逆に思ったものですから、そういうところに力を入れるような交渉の仕方があってもいいのではないかと思ったものですから、このような質問をさせていただいたわけです。ただ単に、どれだけきちんとした社会配慮を最低限やっていますかということを確認するだけの話で

はなくて、むしろ積極的に、プロアクティブに人権問題の解決に促していくということもODAの使い方としてあるのではないかと思います。何かコメントがあれば少しいただきたいと思います。

- 説明者（花尻） 大変貴重な御意見をありがとうございました。私どもODAの案件を行うに当たって、最低限のクライテリアをクリアすることももちろん大前提ですので、委員御指摘のような、むしろより良いスタンダードを作る日本の案件が、ある意味で新しくベンチマークをこしらえていくという考え方は非常に重要だと思いますので、御指摘も踏まえて、協力準備調査を今後JICAに行っていただくに当たっては、そういったことも踏まえていただこうと思います。ありがとうございました。
- 小川座長 他はいかがですか。市村委員。
- 市村委員 どうもありがとうございました。金融の方でちょっと質問があるのですが、これは円借款ですので、バングラデシュの外務省に円借款の供与をして、それをツーステップで、中央銀行あるいは開発公社経由でローンをするというメカニズムだと思います。ただ、それによって金利を本当に安くできるのだろうかという点が、ここには書いていませんし、現在のいわゆる地場銀行が貸している金利とコンピートする、先程民業を圧迫するのではないかという懸念もちょっとありましたけれども、私も同じでございます。いわゆる金利というのはどういう形で構成されるかと言ったら、やはり外資で持ってきた場合は、為替の下落率とかインフレとか、そういうものが相乗的に計算されて金利の水準が出るわけです。少なくとも円借款で借りてきて、それを転貸でやるにしても、進出企業に融資する、それをタカで融資するという話ですよ。これは市中銀行とそんな差が出るはずはないのです。ですから、どうしてそれが安く供与できるのかという考え方がちょっと理解できないので、その説明をもう少ししてほしい。それと、この投資案件を見ていますと、今のバングラデシュでは圧倒的に繊維産業が中心産業ですよ。これは荒木さんがよく御存じだと思いますけれども、私ももう三十数前からインドネシアに注力して取り組んできた経緯がありまして、この投資条件、環境、これは当時のインドネシアとそっくりなんです。当時、中小企業が出ていく時には、いろいろとみんな乗り越えてやってきたわけです。しかし、今回の場合は、中小企業の人、何かもう任せてしまって、安い金利なら出ていくよみたいな理屈で、お金を用意してあげましょうというふうに見えるのです。本当にそうだろうかと思うのです。工業団地にしても、40～100haというのは、これはサイズから言ったら物すごく小さい団地ですね。今はもう、ベトナムであろうが、インドネシアであろうが、タイであろうが、1,000haを超えるレベルでやっているわけですから、こういうレベルからしたら小さい。こういうところに対して出ていく企業は、恐らく中小企業でしょう。中小企業に対していろいろと投資のアドバイスをする中で、日系の銀行は進出していないとおっしゃっていましたがけれども、外銀は出ているのですか。例えばシンガポールの銀行とか、香港の銀行とか、あるいはイギリスの銀行はどうですか。香港の上海バンク等が出ていることが多いですけれども、こういうところが出てくる限りにおいては、その銀行から十分借りられるはずなんです。または、運転資金、もちろん設備投資はほとんどの企業はドルでやりますから、これはもう持ってくればいい話であって、融資を受けてもいい。運転資金が問題なんです。

それをタカでやりたいと言うわけですから、外銀があれば十分それで調達可能なはずなんですね。ですから、なぜここまで面倒を見なければいかんのかというのがちょっと理解できないというところなんですね。もちろんインフラ整備のために資金を供与するというのは、これはそれなりの理由がありますからいいと思うのですが、運転資金を賄うための転貸融資みたいなことをなぜODAでやるのかというのがよく理解できない。市中銀行、特に外銀がもしいるのであれば、そこで十分カバーできるはずではないかと思しますので、その辺どういうふうにお考えになっているのか、ちょっと教えていただきたいということです。

- 小川座長 お答えいただく前にちょっとスキームの確認なのですが、このツーステップローンというのは、財務省代理人中央銀行に貸して、そして商業銀行がさらに貸すということなのか、財務省に行って、それが中央銀行に2段階目で行って、中央銀行が直接企業に貸すのか、そこが何か先程の議論の中ではっきりしていないところがあるので、そこをまずちょっとはっきりさせた上で。
- 市村委員 そうですね、そこもちょっとはっきりしていないですね。ましてや中央銀行が市中銀行に貸して、そこから融資ということになると、今とほとんど変わらない状況になるはずですよ。
- 小川座長 その辺をはっきりさせた上で、お答えをいただければ。
- 説明者（尾藤） まず、本件のツーステップローンの方のスキームでございますが、借入人であるバングラデシュ財務省の代理機関としての中央銀行から、民間金融機関を介してのツーステップローンという形になります。スキームの実施関係といたしましては、申し上げたとおりでございます。ただ、周辺インフラ整備のコンポーネントにつきましては、こちらは、公共工事としての実施する主体は地方自治体ですので、財務省から通常の地方管区を通じた市政府等に対するバングラデシュ政府の公共事業の一環として実施することになります。委員より御質問いただきました金利をなぜ安くできるのかということでございますけれども、実例といたしまして、現在実施中の中小企業のツーステップローンは、市場金利よりも若干抑え目の金利設定で、バングラデシュ政府として、円借款を借り入れた上で、転貸をし、為替リスクも負った上で、しかしながら、パイロット制として金利を低く抑えると。タカ建てですけれども、最終金利を低く抑えるということが実態としては担保されております。また、本年度案件を想定いたしまして、グラミン銀行等を想定したマイクロクレジットスキームでの農業金融に関する案件を今年1年、バングラデシュ政府、財務省、中央銀行と協議してまいりましたが、これまでの合意事項におきましては、現在のマイクロクレジットでのスキームで十分カバーし切れていなかった農業金融の資金ニーズが、バングラデシュ政府自身が実施した小規模のパイロット案件として、3億円程度である程度軌道に乗れそうだったところの拡大パイロットフェーズを円借款で充当することを想定しておりますが、これまでの合意プロセスにおきまして、最終金利20%程度に対して、5%程度低い15%ぐらいに最終金利を抑えるような制度設計をしてきております。委員御質問の、なぜ商業銀行よりも金利設定が低く抑えられるのかということでございますが、バングラデシュ自身は、現在まだ国債を発行できる体力はございませんの

で、バングラデシュ政府として国債を発行して、外貨を調達して市場資金に供給するという状況にはなっておりません。従いまして、資金の出し手として、現地通貨建ての円借款での供与の場合、バングラデシュ財務省としては官製リスクをマージンとして上乘せすることになります。それよりプラスアルファを何%乗せるかというところは、中央銀行と民間金融機関との貸し手と借り手のニーズのマッチングで決まっていますので、そこでのマージンの上乗せを適正規模に抑えるということ、この調査を通じて中央銀行、さらには民間金融機関と協議してまいりたいと考えております。その結果として、市場金利よりも安く抑えるということは、原資が0.01%の40年の10年据え置きという非常に超長期優遇の条件でございますので、最終の貸出金利を民間よりも抑えることは可能ではないかと思っております。現地に日系以外の金融機関が進出しているかということでございますが、ドイツ銀行等、進出している外資系の金融機関は多少あるやに承知しております。ただ、実態として商工会のニーズヒアリング、さらには経済特区に関する基礎的な情報収集した調査をやったワークショップで、日本の商工会議所とジェットロと合同で実施しました経済特区セミナーに係るアンケート調査におきまして、この現地通貨建ての資金ニーズがありますかという質問を設けさせていただきましたが、やはり現地通貨建て、ドル建て、円建てという3択でアンケートを回収した際に、タカ建てのニーズがあるという回答が、参加150名程度でございますが相当数あったところから、現時点ではタカ建ての借り入れニーズはあるのではないかと考えております。しかしながら、こちらはその調査を実施いたしまして、日本の民間企業が真に欲するところが周辺インフラ整備であったり、電気、水、水道の確実な供給であったりといったニーズの方が高いという場合には、資金の用途を周辺インフラニーズの方に多く振り向けるということは、ニーズに応じて柔軟に対応する必要があるのではないかと考えております。

- 市村委員 今、中小企業の海外進出支援でJBICがその投資対象国の銀行とコラボレーションしながら、保証を入れて融資をするという制度がありますよね。バングラデシュはそれの対象になっていないのですか。ASEANの国はほとんど対象になってやっていますね。
- 説明者（尾藤） はい。JBICの活動の詳細については承知しておりませんが、JBICのバングラデシュでの活動は、1号というわけではないのですが、最近、ここ数年の中での大きな資金供与としましては、ガス火力発電会社に対するバイクレを供与した実績はございますが、JBICは事務所を持っておりませんが、そのバイクレつをとっても、非常にバングラデシュ側のメカニズムが、JBICチームで出すにはまだ習熟し切れていないといったところを、JBICとの協議においてはJBICより聞いております。委員御質問の、スキームが、バングラデシュが対象か否かということに関しましては、現状においては、済みませんが、JICAは承知しておりません。
- 市村委員 それで、もう一つだけ質問させて下さい。金利が安くなるという御説明はある程度は理解できますけれども、その場合、その融資対象会社は外資系の、特に日系の進出企業の支援にのみ使うのですか、それとも、そういう不特定多数でやるのですか。もし不特定でやるとしたならば、市中銀行が通常貸している金利と比べて5%ぐらい金利が安いということになると、その差別化というのはどうやってやるのです

か。

- 説明者（尾藤） 本事業は、外国投資促進事業という案件のタイトルになっておりますけれども、基本的には、日本の企業のバングラデシュに対する投資を促進し、バングラデシュ側にとっても日本側にとってもウイン・ウインになるようなサブプロジェクトをアイデンティファイしてまいりたいと考えております。ただ、STEP案件ではございませんので、融資対象を日本企業に縛るということをLAの中で限定することはできません。ただ、バングラデシュ政府として日本からの投資促進を求めているということは政治レベルにおいても明らかでございますし、財務省の高官と話しておりますもそういったニーズが強くあるということはあるので、今後の案件形成におきまして、具体的な融資ガイドラインや重要なサブプロジェクトに対するステアリングコミッティーを実施段階では設けることを想定しておりますが、こういったステアリングコミッティーに日本側も参画することを通じ、また、LAの融資クライテリアには明示的に限定できませんが、事業目的の中で、日本企業の投資の促進を念頭に置いているということ、また、事業効果のクライテリアで日本企業の投資の金額がふえたか否かといったところを設定することによって、かなりの程度、日本の企業の投資促進にひもづけることは可能ではないかというふうに形成しています。
- 市村委員 いずれにしてもそこが非常に重要だと思うのですね。バングラデシュの政府が為替リスクをとって、長期にわたってローンをやっていくわけです。したがって、これが日本の企業を優先するとかという話になると、バングラデシュの政府がそれを本当に認めるかどうかというのは、若干疑問があると思うのですね。これは、やはり政府が保証しているわけですから、日系企業を優先ということが本当に言えるのかどうか、これはちょっとよく検討する必要があるのではないかと思います。以上です。
- 小川座長 今の市村委員の、ツーステップローンですから民間の金融機関が選ぶので、やはりきちんと指定をしておかないと、どこに行くかわからないというのがあると思うので、そこはやはり言っておいた方がいいのではないかと考えます。それから、金利を安くするところのメカニズムは、ソブリンリスクをJICAが負うということですよ。要するに貸し倒れリスクを負うということはしっかり我々認識しておかないといけないと思います。返ってくればいいのですけれども、返ってこない可能性もあるということは、認識をしておいた方がいいのではないかと思いますね。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) ペルー「休廃止鉱山環境改善事業準備調査」

(プロジェクト形成 (有償))

- 小川座長 それでは、次、4番目の案件に進みたいと思います。「ペルー『休廃止鉱山環境改善事業準備調査』（プロジェクト形成 (有償))」ですが、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思います。
- 説明者（花尻） ありがとうございます。最初に、私からペルーの休廃止鉱山環境改

善事業実施の意義に関しまして申し上げます。これもまた、先程の回でペルーの案件を取り上げていただいた時に申し上げたかもしれませんが、ペルーは中南米で最初に日本と国交を結んだ国でございます。我が国と140年近くの友好関係を維持しております。南米の親日国でございます。好調な鉱物資源輸出を背景として、現状、南米で最も堅調な経済成長を遂げておるところでございます。2012年3月にはペルーとの経済連携協定（EPA）が発効しております。進出する日本企業の数も引き続き堅調な伸びを示しているところでございます。申すまでもないことですが、約9万人の日系人の方々の存在もありまして、日本からの援助の中南米における最大の受益国となっているところでございます。2011年7月にウマラ政権が発足しておりますが、社会的包摂の実現を開発戦略の最優先事項と位置づけているところでございます。この戦略に沿う形で、我が国の対ペルーの国別援助方針も、「社会的包摂の実現を伴った持続的経済発展への貢献」を援助の基本方針としており、その下に位置するカテゴリーとして、環境対策を重点分野の一つとして位置づけておるところでございます。銅、亜鉛等豊富な鉱物資源を有しますペルーにおきましては、工業は、申すまでもなく重要産業でございます。日本企業も工業活動に従事していらっしゃいます。鉱山開発による環境汚染につきましては、周辺住民からの反発により開発自体が中断に追い込まれることもあります。休廃止鉱山からの汚染を改善するとともに、日本企業の工業活動を側面支援する観点からも、本案件の実施は意義があると認識しております。いただいております御質問につきましては、JICAの方から御説明があると存じます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○ 説明者（竹内） JICA中南米部で南米課長をしております竹内でございます。よろしくお願いたします。本件協力準備調査に関しまして、合計16問程御質問をいただきました。御関心に沿って幾つかまとめさせていただいた上で御説明させていただきます。

- まず最初に、事業の中身とコストでございますけれども、荒木委員から、何件ぐらい休廃止鉱山の環境整備を行うのか、さらには、市村委員から、ペルー政府による対策工事費試算、我が国が想定している工事費規模について、それぞれ確認したいとの御質問をいただいております。まず、ペルーにおいてですが、エネルギー鉱山省の情報によりますと、今、ペルー全土に約900件の休廃止鉱山があると言われております。そのうち約300件につきましては、既に義務者等による閉山計画がございまして、残りの約600件の休廃止鉱山について、環境対策を講じる必要があるというのが大きな構図でございます。これら600件のうち、特に優先度が高いということで6流域、合計47件の休廃止鉱山の環境改善が最優先とペルー政府が位置づけてございます。私どもとの関係では、この6流域47件全部を御支援できるというのですけれども、相当な規模になるということでございまして、そのうちの1流域8件の休廃止鉱山について、パイロットとして、円借款借入れで事業化できないかと今、意見交換をしているところでございます。合計47件の休廃止鉱山対策の所要資金として、ペルー政府は合計約35億円と非常にラフに見積もっていますが、これは、各鉱山の汚染源の特定を行わずに、何件、1件当たり幾らという形で非常にラフに試算された数字でございます。私どもは円借款対象となり得る1流域8件の休廃止鉱山について事前調査を行いました。それだけで約30億円の費用がかかるというような調査結果が出てございまして、ペル

一政府が念頭に置いている合計47件という規模になりますと、もちろん一つ一つ精査しないとわからないのですが、ラフに見積もっても約150億円以上と非常に大きな数字になると見てございます。円借款対象になり得る1流域8件については、今回の協力準備調査の中で具体的に一つ一つ、どのような環境対策が必要になって、その費用が幾らぐらいになるのかを詳細に確認してまいりたいと思っております。

- 続きまして、これも全体の休廃止鉱山の環境改善ニーズの中で、どのように対象を絞っているのかという観点で、高橋委員から、5,000以上ある休廃止鉱山の中から対象とする47鉱山をどのような基準で選定したのか、さらには、「自然環境や住民生活へのリスクが大きく優先度が高いとされる休廃止鉱山の環境整備を実施する」と記載されていますが、汚染水と発生源対策との因果関係の分析が十分にできていると考えてよいのか、さらには、対策による水質改善目標への裏づけは現時点で十分あるのか、最後に、「対策工事費が過小に認識されている可能性が高い」と我々の資料に記載されていますが、その難しさをみずから示唆しているのではないかと、選定は、どの時点で何をもって行うのかという包括的な御質問をいただいております。まず、委員御指摘の5,000という数字でございますけれども、先程申し上げたとおり、ペルーには約900件の休廃止鉱山がありまして、この5,000という数字はパムを表していると推測します。一つ一つの休廃止鉱山のサイトには鉱物を掘る鉱坑であったり、選鉱廃滓であったり、洗鉱場というように、鉱山は幾つかパーツに分かれておりまして、そのパーツを1つの単位としてパムと呼称しています。1つの鉱山に幾つかのパムが含まれるというような関係にございます。ですので、パーツ、パーツで数えていくと御指摘の5,000以上という規模感になる一方、幾つかのパムのまとまりをサイトと考えると、先程御説明した900件というような数字になります。もともとペルー政府が最優先で取り組むべきと位置づけた休廃止鉱山47件ですが、カナダが2002年から12年にかけて技術協力にて優先度の高い休廃止鉱山リストを作成してございまして、エネルギー鉱山省がその中から環境社会影響の大きさを考慮して最終的に選んだということです。ペルーでは、休廃止鉱山に係る環境対策の優先度を5段階に分類していますけれども、この47件の休廃止鉱山は、いずれも5段階のうち上位2つ、非常に優先度の高いものに該当しています。環境社会影響の大きさについて、具体的には、安全配慮の必要性、健康や環境への影響リスク、野生動植物への影響リスクという主に3つの観点から点数化されまして、点数が高いものから選定されたと聞いています。47件について、ペルー政府による汚染源の特定はなされていませんでしたけれども、パイロットとしての実施に向けて、先程申し上げたとおり、JICAは既に事前調査を実施してございまして、円借款対象となり得る1流域8件について発生源を既に特定しまして、おおよそ必要となる環境対策の方向性は確認しています。今回の協力準備調査の中で、環境対策の方向性を踏まえつつ具体的な一つ一つの環境対策に絞り込んで、それぞれどのぐらいの効果が見込めて、幾らぐらいかかるのかという調査を行う計画です。ペルー政府の見積もりが非常にずさんと申し上げましたが、いかんせん、これまで安全性の観点からペルー政府は休廃止鉱山への立ち入りを基本的に認めていなかったという事情があります。限られた人数で900件全部を一つ一つつぶさにニーズ確認するのは困難ですので、見積金額については現時点で非常に大きな開きがあるということです。協力準備

調査の中で、少なくともパイロット対象の休廃止鉱山については正確な所要金額を算定予定である他、他の休廃止鉱山の環境改善、47から8を引きますと39あるわけですが、これについてもコストの試算に関する助言等を必要に応じて支援できればと考えております。

- 続きまして、これも対象の絞り込みに関する御質問ですが、横尾委員から、6つの河川流域という広範な地域に長年放置されてきた休廃止鉱山の環境破壊に適切に対応するためには、現状について精度の高い情報収集を行う必要がある。協力準備調査で十分な情報を入手できるのかということ、さらには、市村委員から、休廃止鉱山はどのような形状で掘削された状態にあり、坑廃水が流出しているのか、現場の状況を教えてほしいという御質問をいただいております。横尾委員の御指摘通り、休廃止鉱山対策の検討には非常にきめ細かい情報収集が必要でして、既に円借款対象となり得る1流域8件の休廃止鉱山については、事前調査を実施済みです。この事前調査を通じて、改めて休廃止鉱山対策の難しさを確認したと申しますか、鉱害の種類、汚染の規模、坑廃水の流出量等はそれぞれ一つ一つ大きく性格等が異なります。現状について、事前調査にて確認された一例を御説明申し上げますと、アルコン休廃止鉱山は、鉱坑露天掘り跡、洗鉱場跡、選鉱廃滓堆積場跡とそれぞれユニットがございますが、この鉱山の下部に位置する3つの鉱坑から強酸性で重金属を含む坑廃水が既に流出していき、近くに住む地元住民は、自衛のために、みずから排水路を設置して、汚染された水が居住域に流れ込まないように工夫している現状も確認しました。こういった坑廃水は、さらに下部にある選鉱廃滓堆積場を通過していき、その過程でさらに汚染度を増して近隣の川に直接流れ込んでいる状況を確認しています。
- 続きまして、事業効果の観点で、適切な水質モニタリング体制をどのように構築し、こういった基準をもって目標達成の目安とするのかという御質問を市村委員からいただいております。おっしゃるとおり、環境対策の効果発現を担保するために適切なモニタリング基準の設定が非常に重要でして、その設定に向けた検討もこの協力準備調査の中で行ってまいります。ペルーには、新規鉱山開発に係る廃水の汚染度合いを測定するための廃水基準とか河川の水質を測定するための環境基準が既に設定されています。他方で、この基準が導入される以前に開発されて、現在、休廃止鉱山になっているものについては、そういった基準の外でして、そういった休廃止鉱山について、具体的にどういうモニタリング基準を設定するのかという点も、この協力準備調査の中での重要な検討事項の一つになります。こういった休廃止鉱山の環境対策の効果発現までには通常2~3年必要と言われております。適切なモニタリング期間の設定についても、あわせて協力準備調査の中で検討してまいります。
- これもモニタリング関係ですが、高橋委員から、長期的なモニタリングが必要と考えられるが、改めての環境対策のための再工事が必要になった場合の費用については、ペルー政府と十分に話し合うのは当然としても、エネルギー鉱山省の指導力に不安はないか、責任者を特定できないのはそのあらわれではないのかという御質問をいただいております。事業者が特定できないものがあるとの背景ですが、休廃止鉱山は合計900件ありますが、古くは500年以上前のインカ時代にさかのぼるものも含まれていまして、当時の資料が紛失している状況があります他、1990年代までは、閉山後の環境対策が義務化されていなかったという事情から、

当時の義務者を今日になって特定することが難しいケースがあるのは事実です。エネルギー鉱山省による休廃止鉱山対策はまさに緒についたばかりで、御指摘のとおり、エネルギー鉱山省の実施能力はいまだ十分とは言えない状況です。もちろん今回の協力準備調査の中で、エネルギー鉱山省の組織能力について評価を行うとともに、さらに能力強化の必要性等があれば、技術支援をあわせて行っていく予定です。

- 続きまして、これも高橋委員から、義務者が不特定であるという言葉には、義務者が複数いるため責任の度合いを査定するのが困難という意味も含むのか。さらには、国が事業者にかわって鉱害対策を実施した後に、その事業者が特定されれば、国が負担した費用等は事後的にも事業者に請求されるのかという御質問をいただきました。まず、事実関係として複数の義務者間の責任関係が特定できないために義務者が不特定という状況は、現時点でございません。義務者が複数いる場合には、ペルー政府が責任関係の精査をして、最終的な鉱害防止対策の主義務者を確定するという仕組みになっています。委員御指摘のペルー政府が環境対策を実施した後に、そもそも負担すべき義務者が事後的に特定された場合ですが、ペルー政府が環境対策に支出した費用は、事後的に確認された義務者に全額事後請求する方針と確認しています。ただし、義務者が特定されても、支払い能力のない個人である場合には、責任が追及されないこともあるとあわせて確認しています。
- 日本のソフト面での技術協力についての質問も幾つかいただいています。荒木委員から、日本の技術協力は入らないのかという御質問をいただきました。ペルーの休廃止鉱山対策について、JICAは、既に2009年度から11年度にかけて技術協力プロジェクトを実施してございます。具体的には、鉱山会社が法律に基づいて提出する閉山計画、鉱山周辺農民の健康配慮、環境保全等をまとめたものですが、この閉山計画に係るエネルギー鉱山省の審査能力強化を既に技術支援しています。さらには、JOGMECが2009年からこれまで4年間、エネルギー鉱山省に対して鉱害政策アドバイザーという形で派遣していきまして、鉱害防止のための組織、行政、法体系の整備といった政策的アドバイスから、鉱害防止対策に関する具体的な技術支援もあわせて実施中と承知しています。すなわち、本件支援においても、日本の技術を積極的に活用する計画でして、JOGMECとは、有機的な連携について意見交換しているところです。
- 同じく日本技術の観点の御質問を横尾委員から、JOGMECの調査やアドバイザー派遣との関連で、今回対象とする休廃止鉱山の選択、優先度のつけ方に、JOGMECのこれまでの協力の成果が活用されたのかという御質問をいただいている他、松本委員から、これはさらに具体的なJOGMECの協力事例を引用されていますけれども、JOGMECが携わったカハマルカのワルガヨック市のヤウカノ川流域が、JOGMECの協力の中で高いリスクの流域として位置づけられていて、2010年ごろから鉱害防止対策が実施されたが、その経験も今回どのように活用されるのかという御質問をいただいております。申し上げたとおり、JOGMECは2009年から既に4年間、エネルギー鉱山省に専門家を派遣していますが、具体的な支援の内容は御説明したとおりです。松本委員からの御質問にありますカハマルカの鉱害防止事業でございませけれども、JOGMECがペルー政府からの要請を受けて、この地域で実施された鉱害対策工事の課題を分析し、さらなる改善方法

の指導等について技術支援を行ったものと認識しています。この鉱害防止対策ですが、JOGMECの技術指導を通じて、現地のエネルギー鉱山省の技術者等のレベル向上に既に役立てられています。このカハマルカの事業を含めまして、JOGMECの経験、知見を今回の支援の中で有効活用できるように、連携を模索していきまして、引き続きJOGMECと方向感について協議を進めていく計画です。既に事実としてJICAの1流域8休止鉱山に対する事前調査の中で、JOGMECの鉱害政策アドバイザーからいろいろ助言をいただいています。この中で、今後必要な環境対策の方向性についても御助言いただきまして、今後もJOGMECに蓄積されました知見を活用させていただきます。

- これもJOGMEC関連ですが、松本委員から、JOGMECの資料に基づいた休廃止鉱山管理計画にて作成されたインベントリーと今回の支援対象とを比較してみると幾つか差異がある。そもそもJOGMECのレポートによれば、優先度が極めて高い鉱山は68カ所ある一方、今回ペルー政府が最優先として選んだのは47の鉱山ということで、この違いの理由を教えてくださいという御質問です。ペルーにおける環境対策が必要な休廃止鉱山は合計で19流域、全体として900件ありますが、うち300件は手当されていますので残り600件です。JOGMECは、当時、エネルギー鉱山省の要請に基づいて、2009年に、この19流域のうち6流域に限ってインベントリーの更新を支援されたと聞いています。このインベントリーの更新というのは、19流域を全て一度にやればいいのですが、いろいろな制約の中で毎年少しずつ順番に更新していきまして、JOGMECが当時選んだ6流域が最も優先度の高い6流域という位置づけにありません。JOGMECの資料に記載のある68件は、たまたまインベントリー更新の対象になった6流域において最も優先度の高いものと理解しています。今回、ペルー政府が選定した47件の選定方法ですが、まず、環境対策が必要となっている600件の休廃止鉱山の中から、安全配慮の必要性、健康や環境への影響リスク、野生動植物への影響リスクを考慮して、環境対策の必要性が5段階のうち上から2つ目までに含まれる休廃止鉱山を66件選びまして、さらに、環境社会の視点を加えて、ペルー政府がそのうち47件選んだと聞いています。結論としては、今回47件の選定については、ペルーのエネルギー鉱山省の判断結果として、JOGMECの資料とは、単純比較できないと考えています。
- 続きまして、高橋委員から、コンサルティングサービスに跡地利用・再開発に対するアドバイスは含まれないのか。さらには、我々の資料に記載しています「地域住民への環境教育支援」とはどういう内容なのかという御質問をいただいた他、横尾委員から、鉱害防止の技術移転にどのように取り組むのか、住民や従業員に対する啓発活動も重要ではないかという御質問をいただきました。先程国別二課長からお話がありましたとおり、ペルーでは、最近、住民の鉱害対策への不信感から鉱山開発反対の住民運動に発展するケースが多く見られています。円借款事業においては、対象となる環境対策の中身及びその効果を十分に地域住民の方々に御理解いただくのも重要と考えていきまして、そのための啓発活動を協力準備調査の中で行っていききたいと考えています。鉱害防止の技術移転ですが、既に2003年に公布された鉱山防止法の中で、現在操業中の鉱山会社については、適切な環境保全対策を含む閉山計画の提出が義務づけられていきまして、JICAがエネルギー鉱山省における審査能力強化支援を行ったのは、既に御説明したとおりです。今後、閉山後の環境対策は、この鉱山閉鎖法の中で法的義務として行われるわけで

すが、その実効性を担保していくために、さらなる工夫として、鉱山会社に勤めている従業員の方々に、さらに高い意識を持っていただくという必要性が確認できれば支援を検討してまいりたいと思っています。跡地利用・再開発に関するアドバイスですが、現時点ではペルー政府からそのような支援の御要望をいただいておりますので、協力準備調査の中でニーズが確認できれば、改めて支援を検討予定です。

- これも同様の御関心と思われそうですが、横尾委員から、操業中の鉱山への横展開についてはどう考えるのかという御質問をいただきました。操業中の鉱山については、既に法律に基づく義務として一律の対応が求められています。すなわち鉱山事業者は、ペルーの法制度で定められた環境対策を講じることになりますが、今回、円借款対象になる休廃止鉱山の協力準備調査の過程で得られる情報ですとか気づき等は、ペルー政府にも当然のことながら共有しますので、現時点での法律の枠組みの中で改善すべき点等あれば検討にお役立ていただくべく意見交換をさせていただきます。
- 長くなりましたが、最後に横尾委員から、我が国の重要な資源供給国であるペルーの鉱害防止への協力は極めて重要で、我が国の鉱害克服の経験を生かして貢献することが重要とのコメントをいただいております。コメント、どうもありがとうございます。ペルーの鉱業部門には、既に日本企業も進出してございまして、日本にとって重要な鉱物資源供給国と言えます。本事業によって休廃止鉱山の環境対策を図ることで、ペルーにおける環境改善を促すのはもちろんですが、現地で鉱山開発に携わっている、もしくはこれから携わる日本企業の事業環境を向上させる効果にもつながるものと期待しています。そのような意味で、広くは日本への鉱物資源供給の安定化にも効果が及ぶのではないかと期待しています。この観点で1点補足しますと、まさに全47件のうち、1流域8件を選ぶ過程においては、その流域で既に日本企業が鉱山開発に携わっているサイトを、ペルー政府もお願いしたいということで提案された経緯があります。

長くなりましたが、以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございます。只今の御説明に対して追加の御質問、御意見がございましたでしょうか。では、松本委員。
- 松本委員 もう時間が過ぎていきますので本当に手短かに。私もすごく意義のある事業だと思っているのでコメントはさせていただきましたが、是非うまくやってほしいと思います。ただ、一方で、ペルーですごく最近の運動が報じられているので、このセクターが極めて市民社会にとって関心が高い、あるいは被害を受けている人たちにとっての関心も高いところだと思いますので、そういう意味から行くと、逆にそのことによって、今JICAがやろうとしていることに対してマイナスの評価を受けることも十分にあり得ると思うので、そういう意味も込めて、やはり対象地の選定であるとか、あるいはそれにかかわるプロセスであるとか、そういう懸念を持っている人たちとのコミュニケーションというものは是非とっていただきたいと思います。
- 小川座長 他に。では、高橋委員、どうぞ。

- 高橋委員 私もこの案件はとても重要だと思っっているのですが、同時に非常に難しいというリスクも大きいかなと思っっています。つまり、事業者の責任も十分問えない中でペルー政府としてやらざるを得ないということになっているわけですがけれども、今いろいろ説明していただいたように、どこまで試算が妥当なのかというところの問題です。足尾銅山一つとったって、いまだに破壊した環境を戻すのにすごいお金がかかっているわけですから、この先どれだけお金がかかってくるかよくわからないところがあるわけですね。私はその跡地利用のことを言ったのも、そういう財政面からどういうふうにも少しも予算をカバーしていけるかというところを考えなければいけないだろうということもあったので少し言及させていただきました。また、住民対策費ということだって相当なお金が必要になってくるわけですから。その中で、鉱山省が非常に新しく力が弱いという中で、本当にどこまできちんとできるのかなというリスクが非常に大きい。でも、やらなければいけない。僕が1点だけ気になっているのが、他のドナーはどう考えているのでしょうか？つまり日本だけではなくて、そこで操業した企業を抱えている他の国のドナーはどういうふうに対応しているのですか。CIDAの話は出ているのですけれども、アメリカですとか、ヨーロッパですとか、他のところはどうなっていますか。つまりこの部分だけでも、他の国も含めて、他のドナーを含めて援助協調の中でこれをしっかりとやっていくという枠組みづくりもとても重要なのではないかと私は思っっているのですが、その点も含めて御回答いただければと思っいます。
- 小川座長 時間もありませんので、まとめて。では、市村委員。
- 市村委員 私から1つだけ質問なのですが、対策工事費用が過小に認識されているということで見直しをしますということになっていますね。これは、先程の御説明ですと、ペルー政府が300件については対策済みであるというお話でしたけれども、その300件の対策のレベル、どういう程度で彼らが対策済みと言っっているのか、これに物すごく影響してくるような気がするのです。要は、ペルー政府の考えている対策というのは、意外と簡易というか完璧ではないやり方でどんどんやっっていこうとしているのかどうか。それに対して日本側は、完璧にやりましょうということではあるのかどうか。そこに考え方のギャップが出てくるはずなんですね。これをどういうふうにも調整されるのか、この辺の考え方をお聞きしたいということなんです。
- 小川座長 では、よろしければ、まとめてお答えをいただければと思っいます。
- 説明者（竹内） では、手短にお答えさせていただきます。
- まず、これはコメントということでは受けとめさせていただきましたが、松本委員、高橋委員から、必要性は非常に高い一方でリスクが非常に大きい案件という御指摘をいただきましたが、私どもも全く同じ認識です。そういう意味では、本当にこれから緒につく新しい、率直に申し上げて、JICAとしてペルーでこの分野に対するいう融資支援の経験はなく、技術支援はあるにせよ、休廃止鉱山の環境対策を円借款支援するのは初めてですので、そういった面からも、最も知見を蓄積しているJOGMECとの連携は必須と考えております。JOGMECとは既に意見交換を始めていますし、今後も十分知見を活用させていただきたいと思っっています。

- さらには、松本委員から御指摘ございましたとおり、最終的な事業効果は環境改善ですが、これを正確にステークホルダーであるコミュニティの方々に正確に認知いただいて、評価していただくのがポイントと思っています。これから円借款事業のストラクチャーを考えていくわけですが、現地のコミュニティとのコミュニケーションについても十分配慮していくつもりです。
- 高橋委員から、他ドナーとの連携に関する御質問をいただきました。実は、この事前調査と重なる形で、私自身、11月に3週間程ペルーに出張しまして、その中で主なドナー、具体的にはペルーの場合最も存在感の大きなものはIDB（米州開発銀行）、アンデス開発公社、さらには世界銀行、バイで言いますと、スペイン、アメリカ、ドイツ等のドナーとも意見交換しました。率直に申し上げますと、休廃止鉱山の環境対策については、まだ各ドナーとも着手していない分野と言えます。IDBは、確かエクアドルの国境の方で鉱山開発による水質汚染対策支援を行ったと聞いていまして、情報共有をお願いしているところです。いずれにせよ、各ドナーに対して我々の将来的な休廃止鉱山対策支援の可能性をお話ししましたが、むしろ、是非知見を共有してほしいというような反応でした。従って、先駆者として他ドナーが既に知見を持っていて、私どもが相乗効果を狙って連携していくというような状況には、今の時点ではなさそうです。逆に、我々が大きな支援ニーズの中でパイロットとして1流域8件に取り組みますので、むしろ他ドナーに我々の知見を提供して、この大切でリスクの大きい分野に他ドナーも参加していただけるようにリードしていきたいと思っております。
- 最後に、市村委員からの、休廃止鉱山の環境対策としてまさにどこまでを目指すのか、ペルー政府のこれまでの対応は十分なのかという御指摘ですが、我々も全く同じ関心を持っております。既にペルー政府にて対応された休廃止鉱山がありますが、外形的には、汚染源を特定して、最終的には汚染源対策の他に水質改善のためのプラントも作られていると聞いています。それがどのくらいの効果なのかということも今回の調査の中で情報収集したいと思っています。他方で、ペルーによる休廃止鉱山対策については、実際の汚染規模に比べて総体的に小ぶりであったという話も聞いていまして、そういう意味で、これまでのペルー政府の対応について、我々なりに事実関係を整理して、そこから得られる教訓を我々の新たな円借款支援の中で十分生かしていく予定です。

以上でございます。

3 事務局からの連絡

- 小川座長 どうもありがとうございます。時間が随分超過して、私の進め方がちょっとまずかったと思い、大変申しわけありませんでした。それでは、事務局から何か連絡事項があればお願いしたいと思います。
- 事務局（徳田） 1点だけ、次回の会合でございますけれども、申し合わせどおり、明年の2月25日火曜日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 小川座長 どうもありがとうございます。それでは、以上をもちまして第13回開発協

力適正会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後5時29分閉会